

## 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

### (1) 全体の状況

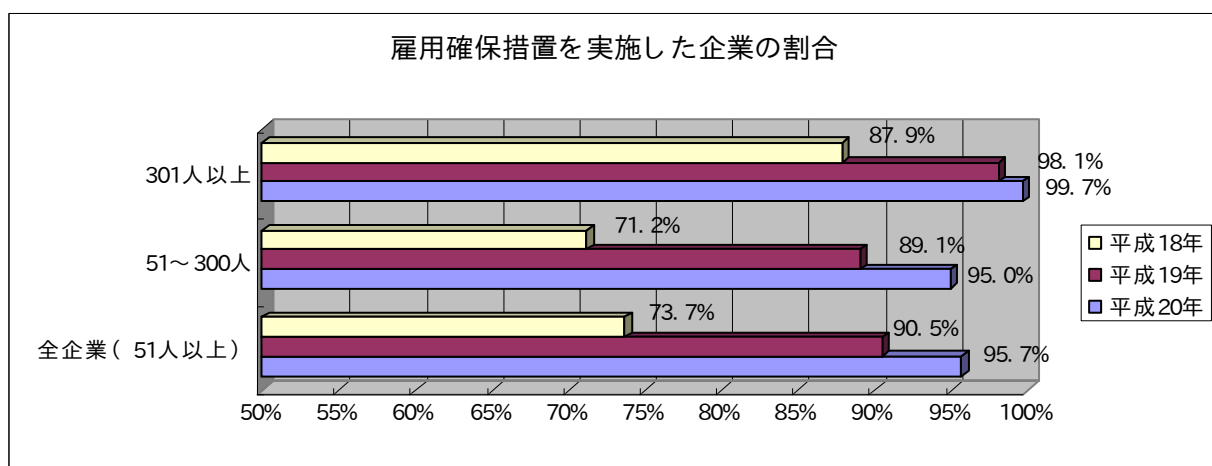
高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は95.7%（4,308社）、前年比5.2ポイントの増加となっている。

一方、雇用確保措置を未実施である企業の割合は4.3%（194社）、前年比5.2ポイントの減少となっている。

このように、企業における雇用確保措置は着実に進展している（別紙表1）。

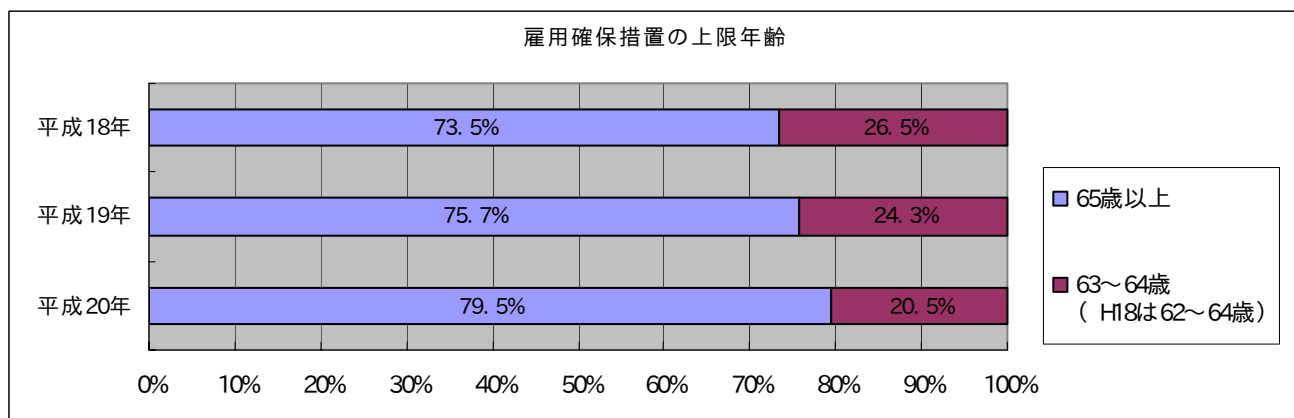
### (2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では99.7%（696社）、前年比1.6ポイントの増加、中小企業では95.0%（3,612社）、前年比5.9ポイントの増加となっており、大企業のほとんどが雇用確保措置を実施し、また、中小企業の実施状況も着実に進展している（別紙表1）。



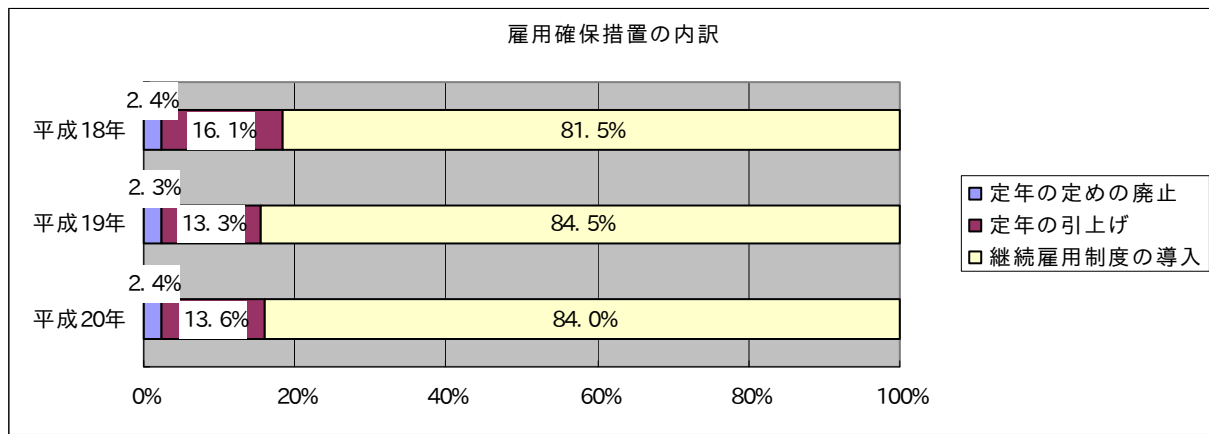
### (3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である63歳又は64歳を上限年齢とした企業は20.5%（882社）となる一方、法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上を上限年齢とした企業（定年の定めのない企業を含む。）は79.5%（3,426社）、前年比3.8ポイントの増加となっている（別紙表3-1）。



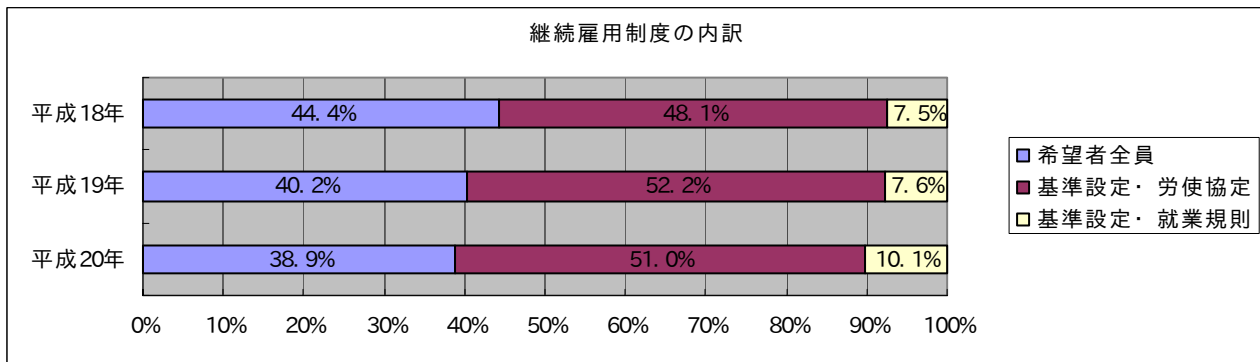
#### (4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、「定年の定めの廃止」の措置を講じた企業は2.4%（103社）、「定年の引上げ」の措置を講じた企業は13.6%（586社）、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は84.0%（3,619社）となっている（別紙表3-2）。



#### (5) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度を導入した企業（3,619社）のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は38.9%（1,407社）、対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は51.0%（1,846社）、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は10.1%（366社）となっている（別紙表3-3）。



#### (6) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合

希望者全員が65歳以上まで働ける企業（定年の定めの廃止、65歳以上定年、希望者全員65歳以上継続雇用制度の導入のいずれかを実施）の割合（全企業中）は39.8%（1,790社）、前年比2.2ポイントの増加となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では42.7%（前年比2.1ポイント増加）、大企業では23.6%（前年比2.5ポイント増加）となっている（別紙表4）。

#### (7) 「70歳までの雇用確保措置を実施した企業」の割合

「70歳まで働ける企業」（定年の定めの廃止、70歳以上定年、希望者全員70歳以上・基準該当者70歳以上継続雇用制度の導入のいずれかを実施）の割合（全企業中）は13.3%（599社）、前年比2.9ポイントの増加となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では14.3%（前年3.1ポイント増加）、大企業では7.7%（前年1.5ポイント増加）となっている（別紙表5）。